

令和6年12月2日から保険証の発行が廃止になります

マイナ保険証をご利用ください

令和6年12月2日より国民健康保険被保険者証と後期高齢者医療保険被保険者証(以降、保険証)の発行が廃止されます。

現在お持ちの保険証と「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」は、住所や負担割合など資格情報に変更がない限り、有効期限まで使用できます。

有効期限以降は：

保険証をひも付けしているマイナンバーカード(以後、マイナ保険証)を持つない人には保険証と同様に使用できる「資格確認書」が交付されます。

資格確認書は、毎年8月1日に更新し、郵送します。各医療保険に新規加入了の場合や資格情報に変更が生じた場合にも、隨時「資格確認書」が交付されます。

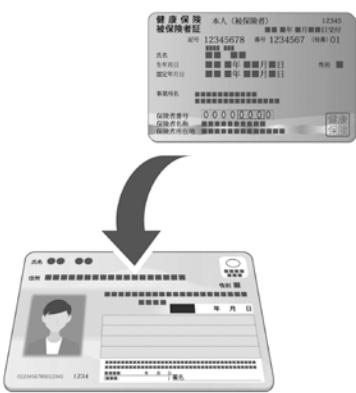
マイナ保険証を持つている人には「資格情報のお知らせ」が交付されます

マイナ保険証による受付ができる医療機関などを受診する場合は、マイナ保険証と併せて「資格情報のお知らせ」を提示してください。各医療保険に新規加入了の場合や資格情報に変更が生じます。

じた場合にも、隨時「資格情報のお知らせ」を交付します。

※「資格情報のお知らせ」のみでは受診できません

※後期高齢者医療においては、マイナ保険証の保有状況に関わらず、令和7年7月31日までは、「資格確認書」が交付されます



保険証の新規発行終了に伴う 福祉医療費受給券(助成券) 取扱い

① 医療機関などを受診するとき

福祉医療費受給券(助成券)をお持ちの人は引き続き受給券(助成券)を医療機関へ提示する必要があります。

② 福祉医療費受給券(助成券)の申請

福祉医療費受給券(助成券)の申請には、健康保険証の提示が必要ですが、健康保険証発行の廃止に伴いマイナ保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書、有効な健康保険証のいずれか一点の提示が必要となります。

※その他必要書類は制度により異なります

③ 加入する健康保険が変わったとき

福祉医療費受給券(助成券)をお持ちの人が加入している健康保険が変わった場合は届出が必要です。新しい健康保険情報の分かる書類(マイナ保険証・資格確認書など)をお持ちの上、下記で手続きしてください。



国民健康保険の問合せ
国保年金課 国民健康保険係

FAX 553-0250
TEL 551-1807

後期高齢者医療の問合せ
国保年金課 高齢者医療係

FAX 551-0361
TEL 553-0250

福祉医療の問合せ
国保年金課 福祉医療係

FAX 551-0316
TEL 553-0250

今年の健康診断（健康診査）は受けましたか？

特定健診の結果を見ると、本市では男性・女性ともにLDLコレステロール値が正常値より高い人が多くなっています^(注1)。健康診査で見つかる脂質異常症や、高血圧などの生活習慣病は、初期には症状がありません。「特に具合が悪いところがないから」といって、健康診査を受けないと、気づかないうちに生活習慣病を発症し、やがて脳血管疾患や心疾患などの重大な病気を発症してしまうことがあります。

病気を予防し、健康で豊かな生活をするためにも、自覚症状がなくても年に1度は健康診査を受けて、自分の体をチェックしましょう。持病があり通院中の人も、主治医と相談し健康診査や血液検査を受けましょう^(注2)。

あなたが受けられる健康診査（内容：問診・身体計測・血液検査・尿検査など）

年 齢	健 診	詳 細	実施期間
19歳～39歳 (昭和60年4月1日～平成18年4月1日生) 	プレ特定健康診査	学校や職場などで、受診機会がない人が栗東・草津市内の医療機関で受診できます。受診券は必要ありません。 【担当課：健康増進課】	令和6年11月30日まで (延長を希望する人は実施医療機関へお問合せください)
40歳～74歳 (令和7年3月31日時点) 	特定健康診査	加入の医療保険が実施している特定健康診査が受診できます。栗東市国民健康保険加入者には、5月下旬頃受診券を送付しています。 【担当課：保健年金課 TEL551-1807】	令和6年11月30日まで (延長を希望する人は担当課へお問合せください)
受診日に満75歳以上 	後期高齢者健康診査	後期高齢者医療保険に加入している健康診査の対象者には、5月下旬頃受診券を送付しています ^(注2) 。 【担当課：健康増進課】	

(注) 1…令和3年度滋賀県保険者協議会健診等データ分析結果報告書より

(注) 2…後期高齢者医療保険加入者で、病院や老人ホームなどに入院（6か月以上）や入所している人は健康診査の対象外となっています。主治医に相談してください

□健康増進課

TEL554-6100 FAX554-6101

11月8日は「いい歯の日」です～予防歯科に取り組もう!!～

「予防歯科」とは、むし歯などになってから治療することではなく、むし歯になる前に予防することです。歯と口の健康を守るために、セルフケアとプロフェッショナルケアの両方に取組みましょう。

<歯科医院などで行う プロフェッショナルケア>

歯科衛生士や歯科医師が一人ひとりに合わせた方法でケアや指導をします。

- ・むし歯や歯周病がないかチェック
- ・歯が黄色く見えてしまう原因の歯石や着色の除去
- ・汚れが付きにくいように歯を研磨
- ・むし歯予防のためのフッ化物塗布
- ・自分に合った口腔ケアの方法の指導（歯ブラシや歯みがき剤の選び方・使い方、上手な歯みがきの方法、歯や口にとって良い食事のとり方）など



定期的な歯科健診（年1～2回）

<自宅などで実施する セルフケア>

歯科衛生士や歯科医師に教えてもらったことを自宅などで実践します。

- ・フッ化物配合歯みがき剤を活用した歯みがき
- ・だらだら食べをしない
- ・たばこは吸わない など



□健康増進課

TEL554-6100 FAX554-6101

令和7年度学童保育所入所申請

学童保育所は、保護者が労働などで昼間家庭にいない小学生に対し、放課後などに適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を目的とした施設です。入所申請は毎年必要で、現在入所している児童も申込みが必要です。

受付期間 11月1日(金)～11月22日(金)(土、日、祝を除く)

市立学童保育所

問合せ (福)栗東市社会福祉協議会 TEL554-6105 FAX554-6106

申請書交付・受付場所・受付時間

・各市立学童保育所 13:00～18:00 ・(福)栗東市社会福祉協議会 8:30～17:15

※市役所では、申請書の交付・受付は行っていません

※申請書は(福)栗東市社会福祉協議会のホームページからもダウンロードできます

民設学童保育所

問合せ 各学童保育所へ(13:00～18:00)

①こだまクラブ(大宝東・大宝)	TEL554-5262 FAX554-5263
②大宝こだまクラブ(治田西・大宝 ^(注))	TEL554-5262 FAX554-5263
③治田くじら学童保育所(治田)	TEL552-2700 FAX554-8656
④KIDS GARDEN(治田)	TEL080-3831-0869
⑤治田くじらANNEX学童保育所(治田)	TEL598-0933 FAX598-0934
⑥治田くじらANNEX2学童保育所(治田) New	TEL598-0933 FAX598-0934
⑦治田東くじら学童保育所(治田東)	TEL554-5700 FAX598-0782
⑧治田東くじらANNEX学童保育所(治田東)	TEL599-0165 FAX599-0166
⑨治田西くじら学童保育所(治田西)	TEL585-9801 FAX585-9802
⑩葉山くじら学童保育所(葉山)	TEL598-0528 FAX598-0528
⑪葉山東くじら学童保育所(葉山東)	TEL598-0529 FAX598-0529
⑫三楽キッズクラブ大宝(大宝)	TEL048-778-7783 FAX048-778-7975

※かっこ内の小学校区に在住している児童が対象

(注)こだまふれんど保育園に弟妹が入所している場合のみ対象



保育料や保育内容は、各学童保育所によって異なります。
詳細は、各学童保育所運営事業者までお問合せください。

問合せ支援課

TEL551-0138 FAX552-9320



「栗東市障がい児地域活動施設」は、市の施設です。この施設では指定管理により「放課後等デイサービスあんじゅ」として、本市在住の障がいのある子どもを対象に放課後等デイサービスを行っています。主な活動は季節に応じた制作、クッキング、運動遊びなどです。月に1回音楽療法、雷太鼓(和太鼓演奏)の体験も行っています。長期休みには電車や車で出かけることもあります。また、施設の近くには神社や寺、公園も多く散歩を兼ねて行けるところもあります。お出かけは子どもたちも好きな活動のひとつで、草花に触れたり虫捕りに夢中になっています。こうした活動をとおして情緒の安定、社会性の習得、自己表現の促進、コミュニケーション能力の向上を目指して支援を続けていきます。



栗東市障がい児地域活動施設の紹介

特定非営利活動法人
チョー栗東元気玉クラブ
TEL / FAX 554-1165

11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間です

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど、深刻な状況が続いています。子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」は社会全体で守らなければなりません。

子ども家庭庁では、毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、児童虐待防止のためのさまざまな取組を集中的に実施しています。

児童虐待とは、本来子どもを守るべき保護者(親や親に代わる養育者)が子どもの体や心を傷つけることをいい、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト(養育放棄または怠惰)に分類されますが、ほとんどの場合、重複して起こっています。

虐待や体罰、暴言を受けた体験がトラウマ(心的外傷)となって、心身にダメージを引き起こし、その後の子どもたちの成長・発達に悪影響を与えます。

子どもが言うことを聞いてくれなくて、イライラして、つい、叩いたり怒鳴ったりしたくなることがあるかもしれません。叩かれたり怒鳴られたりすると、大人への恐怖心から一時的に言うことを聞くかもしれません。

これは、どうしたらよいか自分で考えたり、学んでいるわけではありません。

このようなやりとりは、根本的な解決にならず、むしろ子どもに暴力的な言動のモデルを示すことになります。つまり、自分も周りの人に対して同じように振る舞ってよい、と子どもが認識するきっかけにもなり得ます。

子育てを担うことは、大変なことです。その子育ての大変さを保護者だけが抱えるのではなく、周囲の力を借りると解決することもあります。少しでも困ったことがあれば、まずは、ご連絡ください。

まずは連絡 189

児童虐待全国共通ダイヤル

TEL189「いちはやく」(無料)

栗東市役所 家庭児童相談室

TEL551-0300 (平日8:30~17:15)

滋賀県中央子ども家庭相談センター TEL562-1121 (平日8:30~17:15)

子どもを守る虐待ホットライン

TEL562-8996 (24時間受付)

草津警察署

TEL563-0110

「親子のための相談LINE」

子ども家庭庁が開設し、子ども自身や保護者がLINEで相談できます。匿名可能、秘密厳守、専門の相談員が対応します



問こども家庭センター

家庭児童相談室

TEL551-0300 FAX 552-9320

本市の教育委員会委員に田中和子さんが10月1日付けで再任されました。田中委員は市内小学校長などを務め、平成28年10月1日より教育委員会委員に就任されました。「著しい気候変動や社会の急激な変化の中にあって、人と人とのつながりを大切に、使命と責任をもって、本市教育行政の推進に頑張ります」と抱負を述べられました。



教育委員会委員に田中和子さん



株式会社藤田から、企業版ふるさと納税による100万円の寄附をいただきまして、この希望をかなえる若い世代の出産・子育ての事業などに活用します。

TEL
551-0129
FAX
551-0149

問
教育総務課
総務係



令和7年 栗東市はたちのつどい

20歳を迎えた青年たちの門出をお祝いする式典を開催します。

日時

令和7年1月12日(日)
13:30～15:00(受付 12:45～13:20)

場所

栗東芸術文化会館さきら 大ホール

参加対象者

平成16年(2004年)4月2日から平成
17年(2005年)4月1日生まれの人
※以前市内に在住し、現在は他市に在
住で参加希望の人は、直接会場にお
越しください(事前の連絡は不要)

案内

対象者(12月1日時点で本市の住民基
本台帳に記載されている人)には、案内
のはがきを12月上旬頃に送付します。

駐車場

栗東駅東口第一駐車場(さきら横)が利用可能(4時間以内
は無料)

注意事項

- 当日、栗東芸術文化会館さきら敷地内へのアルコール類の持込み、飲酒行為を禁止します。
- 参加対象者以外の人(保護者含む)の式典会場への入場は出来ません。

その他

- 手話通訳や要約筆記が必要な人は12月9日(月)までに生涯学習課までご連絡ください。
- 参加にあたり特別な配慮が必要な場合は、生涯学習課までご相談ください。
- 市外(以前の居住地)の式典への参加は、対象の市町村へ事前にお問合せください。案内状が必要な市町村もあります。
- 詳しくは市ホームページをご覧ください。



生涯学習課 青少年教育係

TEL 551-0496 FAX 552-5544



IRDHソリューションズ最終処分場の状況について

旧RD最終処分場問題について
は、令和2年度末に対策工事が完了して以降、対策工事の有効性の確認、処分場内の埋立廃棄物の分解・浸透水への洗い出しによる浄化の確認のための環境モニタリングが実施されています。また、水処理施設の維持管理を含め、県有地化された敷地の管理が適正に行われています。

モニタリング調査結果

処分場の浸透水、周辺地下水の水質調査等は定期的に年4回実施されています。7月に令和6年度第2回目の調査が実施され、調査結果はこれまでから安定な状態で推移しています。

周辺地下水については、自然由来のものと考えられるヒ素の環境基準値超過が2地点あり、また、ホウ素についても環境基準値前後で横ばい傾向にある1地点で今回超過が見られました。

敷地内の表流水が集まる洪水調整池の水質については、有害物質における環境基準の超過はありませんでした。洪水調整池から表流水が流入する経堂池の水質についても、5月に調査が実施され農業用水基準の超過がないことが確認されました。硫化水素にかかる敷地境界ガス調査については、全地点で不検出となっています。

維持管理の状況

敷地内の設備等各所の維持管理については、管理委託業者および県職員による施設の点検、水処理施設の運転調整や監視が継続的に実施されており、異常などは発生していません。

アーカイブの作成

旧RD最終処分場問題について、住民と県市がともに事実関係の整理やこれまでの対応の振り返りを行い、記録として取りまとめるとともに、再発防止につなげることを目的として、旧RD最終処分場問題連絡協議会を作成主体としてアーカイブを作成していきます。
(注)後世代のために記録を取りまとめ保管すること

※地下水などの利用にあたっては引き続き十分に留意してください
※過去の対策工事や周辺地下水などの状況、敷地管理情報は、滋賀県ホームページをご覧ください



FAX 528-4849
TEL 551-0148
滋賀県最終処分場特別対策室
FAX 551-0469
TEL 551-0148
滋賀県最終処分場特別対策室